

私学助成制度の堅持及び拡充強化を求める意見書

私立高等学校等（幼稚園、小学校、中学校及び高等学校）は、独自の建学の精神に立脚して、新しい時代に対応した特色ある教育を開拓し、公教育の発展に大きな役割を果たしている。

しかしながら、私立高等学校等の経営は、従来に例を見ない厳しい状況に直面しており、特に地方では、少子化による生徒数の大幅な減少等は、私立高等学校等の存続をも大きく揺るがしている。

公教育の将来を考えるとき、公私あいまつての教育体制が維持されてこそ、健全な発展が可能となり、個性化、多様化という時代の要請にも応えうるものである。

そのためには、私立学校振興助成法第一条に規定するとおり、教育条件の維持向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、私立高等学校等の経営の健全性を高めていくことが強く求められている。

また、「高等学校等就学支援金」制度が実施されているものの、公私の保護者負担の格差は依然として大きいものがある。

加えて、「社会保障と税の一体改革」に「子ども・子育て」の支援が追加され、幼児教育に対する公的支援の拡充が求められている。

よって、国会及び政府におかれでは、私立高等学校等教育の重要性を認識され、教育基本法第八条及び教育振興基本計画の趣旨に則り、現行の私学助成に係る国庫補助制度を堅持し、一層の拡充強化を図るほか、私立学校施設の耐震化のための補助率及び補助対象の拡大、特に耐震改築への助成など、私学助成制度全般の拡充強化に務められるとともに、「高等学校等就学支援金」制度の拡充改善等による保護者負担の公私間格差の是正を実現されるよう強く求める。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十五年九月十九日

大分県議会議長 近藤和義

衆議院議長 伊吹文明殿
参議院議長 山崎正昭殿
内閣総理大臣 安倍晋三殿
総務大臣 新藤義孝殿
財務大臣 太郎殿
文部科学大臣 下村博文殿